

令和 5 年 5 月 2 日

○規則

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和 5 年 5 月 2 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

小田原市規則第 30 号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する等の規則

(小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成 2 年小田原市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の前の見出し、同項及び附則第 4 項を削る。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の特例に関する規則の廃止)

第 2 条 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための出勤することが著しく困難であると認められる場合の特別休暇の特例に関する規則（令和 2 年小田原市規則第 7 号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 5 月 8 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に行われた第 1 条の規定による改正前の小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則附則第 3 項各号に掲げる作業に係る感染症接触手当の特例については、なお従前の例による。